

議事日程第3号

令和4年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和4年3月18日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

- 日程第1 発議第 1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について
（ 議 員 提 出 ）
- 日程第2 議案第21号 錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（ 町 長 提 出 ）
- 日程第3 議案第22号 錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第4 議案第23号 錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
（日程第3議案第22号及び日程第4議案第23号を一括上程）
- 日程第5 議案第24号 錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第6 議案第25号 錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第7 議案第26号 錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
（ 同 上 ）
- 日程第8 議案第14号 令和4年度錦江町一般会計予算について
（ 同 上 ）

- 日程第9 議案第15号 令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について
(町長提出)
- 日程第10 議案第16号 令和4年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について
(同上)
- 日程第11 議案第17号 令和4年度錦江町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算について
(同上)
- 日程第12 議案第18号 令和4年度錦江町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算について
(同上)
- 日程第13 議案第19号 令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について
(同上)
- 日程第14 議案第20号 令和4年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について
(同上)

(日程第8議案第14号から日程第14議案第20号までを一括上程、審査結果について予算審査特別委員長報告)

- 日程第15 議会報告第1号 錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の中間調査報告について
(中間調査報告について、議会改革推進会議調査特別委員長報告)

日程第16 議員の派遣について

日程第17 常任委員会の閉会中の特定事件の調査について

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉 会

令和4年 第1回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和4年3月18日
召集の場所 錦江町議会会議場(本庁3階)

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 朗		
副町長	有村 智 明		
教育長	畑中 清 和		
総務課長	坪内 裕二郎	産業振興課長	宮園 守
政策企画課長	高崎 満 広	観光交流課長	福園 奈美
未来づくり課長	中島 裕 二	住民生活課長	舞原 利博
健康保険課長	猪鹿 倉勝志	産業建設課長	荒木 義文
介護福祉課長	池之上 和隆	農業委員会事務局長	落司 毅
住民税務課長	川路 洋 志	教育課長	今熊 武朗
会計課長	永吉 和 幸	財政管財係長	山王 洋介
建設課長	岩下 和 文	総務課総務チームリーダー	菖蒲 洋二
職務のため出席した者			
議会事務局長	冨尾 俊 一		

令和4年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和4年3月18日（金）10時00分

錦江町議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。
	(日 程 報 告)
○笹原議長	本日の議事日程はあらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 発議第1号
○笹原議長	日程第1、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。 本件について、提出者の趣旨説明を求めます。9番、小吉君。
	(9番 小吉議員 登壇)
○9番 小吉議員	皆さん、おはようございます。発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議について、決議文全文を読み上げて、趣旨説明といたします。 ロシアがウクライナへの侵攻を令和4年2月24日に開始したことに、世界各地で抗議と非難の声が上がっている。 武力によるロシアの攻撃は、ウクライナの主権及び領土を侵す行為であり、世界の安全保障と国際秩序を脅かすことから、断じて容認することはできない。 よって、錦江町議会はロシアによる侵略に厳重に抗議の意を表するとともに、ロシアに対し即時に攻撃を停止し、ウクライナからのロシア軍の撤退を求めるものである。 また、政府におかれてはウクライナの平和を取り戻すための関係各国及び国際社会との緊密な連携と、ウクライナに在住する邦人の確実な保護、ウクライナ国民の救済及び我が国への影響対策について、厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求めるものである。 以上決議する。議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。
	(9番 小吉議員 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを採決します。お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議については、原案のとおり可決されました。
	日程第2 議案第21号
○笹原議長	日程第2、議案第21号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第21号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、令和3年人事院勧告に基づき職員の期末手当支給率を0.15月分引下げ改定を行うとともに、勤勉手当基礎額に関する改正並びに行政職給料表等級別基準職務表に規定された当該職を整理したいため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第21号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第21号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第21号、錦江町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第3 議案第22号
○笹原議長	日程第3、議案第22号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第23号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第22号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第23号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に

	<p>関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を引き下げる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律を準用する町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給割合も同様に改定する必要があるため、本条例案を提案するものでございます。以上、議案2件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから、議案第22号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第22号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第22号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第22号、錦江町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第23号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第23号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第23号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第23号、錦江町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第5 議案第24号
○笹原議長	日程第5、議案第24号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。

	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 24 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和 3 年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員の期末手当支給率を 0.15 月分引下げ改定を行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。これから、議案第 24 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 24 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号、錦江町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 6 議案第 25 号
○笹原議長	<p>日程第 6、議案第 25 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。</p>
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>議案第 25 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>同議案につきましては、令和 3 年 8 月に行われた人事院による意見の申出により、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正が実施されることに伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 25 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 25 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 25 号、錦江町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 7 議案第 26 号
○笹原議長	日程第 7、議案第 26 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第 26 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、国民健康保険制度における未就学児の均等割額保険税の軽減措置の新設、並びに、保険税の賦課限度額の見直しを行う必要があるため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 26 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 26 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号、錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 14 号 日程第 9 議案第 15 号

	<p>日程第 10 議案第 16 号 日程第 11 議案第 17 号 日程第 12 議案第 18 号 日程第 13 議案第 19 号 日程第 14 議案第 20 号</p>
○笹原議長	<p>日程第 8、議案第 14 号、令和 4 年度錦江町一般会計予算について、日程第 9、議案第 15 号、令和 4 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 10、議案第 16 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について、日程第 11、議案第 17 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、日程第 12、議案第 18 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、日程第 13、議案第 19 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 14、議案第 20 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、7 議案を一括議題とします</p> <p>本件について、審査の経過及び結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。落司予算審査特別委員長。</p>
	<p style="text-align: center;">（落司予算審査特別委員長 登壇）</p>
○落司予算 審査特別委 員長	<p>おはようございます。それでは報告をいたします。</p> <p>去る令和 4 年 3 月 3 日の本会議におきまして、予算審査特別委員会に付託された案件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告いたします。</p> <p>なお、審査については、議長を除く議員全員により構成されたものでありましたので、その内容については、要約して述べることにします。</p> <p>1 審査の経過と結果</p> <p>当委員会に付託されました議案は、各会計予算案 7 件で、3 月 4 日から 9 日にかけて、4 日間にわたって審査いたしました。</p> <p>今回、初日に現地調査を行ない、町道山下中村線道路改良工事のほか、9 件について各関係課から資料の提出を求め、町長、副町長及び教育長をはじめ、関係課長、担当職員を同行して説明を求めながら、町内一円にわたって、調査いたしました。</p> <p>なお、現地調査終了後、本庁 3 階委員会室において、意見集約を行ない、全ての事業において、公益性や緊急性、あるいは、利用率、効果等を十分に勘案され、住民の利益と福祉の向上を図る上からも取り組むべきものであります。</p> <p>2 日目からは、書類審査にはいり、課ごとに審査する形式で、審査を行ないました。</p> <p>審査は、議案第 14 号 令和 4 年度錦江町一般会計予算をはじめとする 7</p>

会計予算については、議会事務局及び監査委員事務局の所管する予算から行ない、その後も、予算を所管する関係課において、審査を行ないました。各議案審査のなかで、述べられた主な質疑、応答、意見等については、事件の番号順に要約して報告いたします。

まず、議案第14号 令和4年度錦江町一般会計予算については、
予算全般

「土木費が前年度より大きく下がった要因は。」との質疑に、「前年度は京町団地改修工事など、予算規模の大きい事業があったため、例年並みの予算額である。」

議会事務局・監査委員事務局

「ペーパーレス会議システム導入について、入札はどのような形で行うか。」との質疑に、「公募型プロポーザル方式で行う予定である。」

「会議室等感染症対策事業について、トイレ改修工事により議員控室の出入り口がひとつになったので、増やしてほしい。」との意見に「現状のままでご了承願いたい。」

住民生活課

「田代地区地域活性化検討委員会について、支所庁舎や高校跡地の有効活用について、令和4年度で方向性を決めることになるのか。」との質疑に、「方向性を決めるまでには至らないと思うが、支所、高校跡地、開発センターの今後の利用について協議を行う。」

「支所一般管理費の光熱水費は、バイオマス施設からの給電によりどのくらい下がっているのか。」との質疑に、「支所庁舎及び田代保健センター分で、150万円程度は下がっている。」

総務課

「自治体DX推進事業について、マイナンバーカードの交付率はどの程度か。」との質疑に、「30%程度である。同事業により住民票等のコンビニ交付を予定している。」

「わかりやすい予算書の作成について、高齢者から厚くて目を通しきれないとの声があるが。」との質疑に、「真摯に受け止めて、今後も改善を続けたい。」

「マイナンバーカード利活用事業について、どの程度の規模感か。」との質疑に、「実証実験として、まずは町内事業者のみさきタクシーと連携して行う。対象者は、令和3年度の325人のタクシー券利用者のうちマイナンバーカード保有者を想定している。」

「ハザードマップ作成事業について、事業実施に至った経緯を示されたい。」との質疑に、「水防法、土砂災害防止法に従うもので、補助事業を活用して実施する。」

農業委員会

「荒廃農地の基盤整備は考えていないか。」との質疑に、「農地中間管理機構を通じて行う方法があるが、5ヘクタール以上のまとまった農地である必要がある。」「令和4年度、小規模の区画整理事業を計画している。隣接する農地の高低差解消に90%の補助金を出す。」

「荒廃農地の解消にあたっては、南大隅町と連携する必要があるのではないか。」との質疑に、「それを目的のひとつとして、南州エコプロジェクトが、本町、南大隅町、肝付町、垂水市を対象に包括協定を結んでいる。基盤整備に関しては今のところ連携の予定はない。」

会計課

「消耗品の一括管理について、どの程度の成果が出ているのか。」との質疑に、「コピー用紙など、各課で管理する場合と比べて、一か所で管理することで視覚的にも容易に残量が管理できている。請求も一本化されるので、役場も業者も事務作業が軽減される。」

未来づくり課

「ふるさと納税事業について、町長は返礼品をモノだけではなくコトを増やすと言われているが、いわゆるふるさと納税サイトへの掲載の仕方について、構想があるか。」との質疑に、「メールマガジンを活用して、町の理念などを伝えている。」

「公営塾運営事業について、教育委員会との連携により行う3Dプリンターを活用した授業とは、どのような内容か。」との質疑に、「インリーダー研修の一環として実施して、小学生向けにはランタン作成を、中学生向けには3Dプリンターを使ったご当地グッズ作成を行う計画である。」

「高校生向けの公営塾について、どのような形になるか。」との質疑に、「1・2年生は週2回、3年生は週3回、有名塾のオンライン講義を配信する。月に1～2回、テストを実施する。料金は、3年生1万円、1・2年生5千円。」

「まち・ひと・「MIRAI」創生協議会について、職員は3～5年の任期であると聞いたが、どうなるのか。」との質疑に、「当初に交わした契約書の内容によると、3年契約とし、その後は自動更新となる形である。協議会を5年

を目途に廃止すると申し上げたつもりはない。雇用対策協議会を設立する予定なので、併せてやっていただく。」

教育課

「海外ホームステイ事業について、予定があるのか。」との質疑に、「今のところ予定はないが、当事業が存在することによりホームステイが実行されるきっかけとなることを見込んでいる。」

「田代小学校屋内運動場改修事業について、トイレ改修とあるが、現状を示されたい。」との質疑に、「入り口が外からのみで、男女共同となっている。」

「町青年団連絡協議会運営補助金が0円なのはなぜか。」との意見に、「繰越金が多いためである。」

「生涯学習講座について、今現在、どのような講座が予定されているのか。」との質疑に、「募集中であるが、新たなものとしてヨガ講座を予定している。」

観光交流課

「瀬々來樹館について、階段も含めて、管理者に管理を徹底するよう指導されたい。またトイレの改修、バリアフリー整備を行っていただきたい。」との質疑に、「トイレは便座改修を行う。バリアフリー整備については、県と協議を続けたい。」

「町の駅について、どのようなものか具体的に示されたい。」との質疑に、「道の駅は車が対象で、町の駅は人が対象。商店やガソリンスタンドなどを想定しており、店員が道案内をしたり、店にパンフレットを置いたりといったことを考えている。」

「ハード事業について、補助事業で安価できるからといって、安易に設置すべきではない。のちのちのランニングコストまで勘案すべき。」との意見に、「貴重なご意見をいただいた。そのようにしたい。」

産業建設課

「農畜産物処理加工施設について、HACCPへの対応をする必要はないか。」との質疑に、「食品衛生法の改正により大規模事業者においては義務化されたが、本町の場合は小規模事業者の利用であり、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行うよう指導するところである。」

「木質バイオマス施設の、施設管理運営委託料について、前年度より金額が上がった理由を示されたい。」との質疑に、「当初の契約では施設稼働率64%を想定していたが、本年度は78.2%と上昇し、チップ使用量が増えたため。」

また併せて灰の産廃処理、施設消耗品購入の費用も含めたため。」

住民税務課

「家庭ごみ収集運搬業務委託について、契約更新はいつか。」との質疑に、「令和3年度で契約期間が満了となり、令和4年度から新たに5年間の契約を結ぶことになる。」

「全棟調査により新たに課税される家屋について、評価方法を示されたい。」との意見に、「建築年次を所有者から聞き取りをするなどして評価した。なお木造家屋の場合だと20年で最低の評価額20%に落ちるので、最低でも2割の評価で課税することになる。」

「合併浄化槽設置事業補助金について、令和3年度の実績と、4年度の予定数を示されたい。」との意見に、「令和3年度は25基の実績で、4年度は28基を予定している。」

建設課

「山之口線について、現計画ではなく工事中道路を取り付けるなどして人家を避けるべきでは。用地交渉がうまくいかないところはやらないのが建設課のスタンスではないのか。」との質疑に、「現計画を避ける形でじゃがいも選果場あたりに入る工事中道路を設置すると、カーブがあり危険である。」「用地交渉は現段階では行っておらず、事前の調査ではうまく進んでいる。」

「山ノ口塩屋線修正設計業務委託の内容は。」との質疑に、「第2塩屋橋の橋梁工事に伴う高低差解消のための修正である。」

「平石川河川改修工事について、どのような内容か。暗渠の容量は足りているのか。」との質疑に、「河川のカーブカットである。流量は問題ない。」

政策企画課

「肝属郡医師会立病院再整備事業について、基本設計、実施設計に係る予算額の、南大隅町との兼ね合いは。」との質疑に、「南大隅町と同額である。」

「地域公共交通特別対策事業について、軽油の値段も上昇傾向にあるなか、脱炭素への取り組みも併せて行う考えはないか。」との質疑に、「運行、車両はあくまで鹿児島交通が持つものであり、バスの入れ替えなどで鹿児島交通から要望があれば検討したい。」

「アントレプレナーシップ教育事業について、町内中学生は参加されるということで、次のステージへの展開があれば示されたい。」との質疑に、「この

教育を受けた者に対して、海外留学支援、起業支援を行う。また未来寺小屋塾の高校生対象化、鹿児島大学教育学部との連携により、切れ目のない支援を行っていく。」

介護福祉課

「おおすみ地域成年後見センター業務委託について、場所と各町の負担額を示されたい。」との質疑に、「肝付町の社協内に設置される予定で、おおよその負担額は、本町と南大隅町、東串良町が 180 万円程度、肝付町が 320 万円程度、大崎町が 280 万円程度である。」

「下駄履きヘルパー制度導入事業について、先進地研修への参加対象者を示されたい。」との質疑に、「社会福祉協議会、シルバー人材センターの職員を考えている。」

「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、どの程度の改善がなされるのか。」との質疑に、「園の規模により算定されるものであるが、大体、1人あたり月2万円程度の加算になっているようである。」

健康保険課

「新型コロナウイルスPCR検査事業について、どのような形で実施するのか。」との質疑に、「例えば学校や地域で多数の感染者が出るなどした際に、保健所が行う疫学検査において濃厚接触者に該当しなかった方を対象に、検査業者を招へいして無料で検査を実施するもの。」

「高齢者の一体的実施事業とは、具体的にどのようなものか。」との質疑に、「これまでは健診、人間ドック、病院受診状況を踏まえて健康事業をしてきたが、介護、包括、社協、教育委員会のサロンなど社会とのつながりの情報を一体的に共有して高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな切れ目のない支援を実施することを目的としている。」

「妊婦乳幼児健診費事業について、里帰り出産の現状と、産科医招へいのための広域的な取り組みを併せて示されたい。」との質疑に、「産科医の減少等により年々厳しくなっているが、12～13週あたりで早めに病院に連絡をすれば、受け入れができてきている状況である。」「大隅4市5町保健医療推進協議会において、医師、助産師等の確保に取り組んでおり、負担金を収めている。」

産業振興課

「雇用支援組織整備事業について、内容を具体的に示されたい。」との質疑に、「特定地域づくり事業協同組合は短期的な担い手不足、雇用者不足に対応

するものであるのに対し、こちらは長期的な視点で、3年間の研修を踏まえた雇用支援組織を立ち上げ、担い手育成を行うもの。3年後に後継者となるか自身で圃場等を見つけて、新規就農してもらうための準備期間に対する支援事業である。」

「同事業の、先進地視察先を岡山県西粟倉村としている理由を示されたい。」との質疑に、「同村へ移住された方が、村と100年の森構想というもの作り、森林の担い手を養成するための雇用支援組織を立ち上げた。現在は林業だけではなく、農業、商工業まで支援する組織に発展しており、先駆的であると判断したところである。」

「新規就農者支援について、令和3年度実績16名は素晴らしい。この方々の年齢と作付け作物を示されたい。併せて農業次世代人材投資事業を終了された方へのフォローアップを継続されていたら示されたい。」との質疑に、「まず16名の平均年齢は32歳である。農業次世代人材投資事業を終えたのは、19歳で露地野菜、29歳で施設園芸をされている方の2名。半年に一度、収納状況報告をやっていただくが、平成28年度まで採用の方は3年間、それ以降の方は5年間、報告を続けていただく。」

「活動火山周辺地域防災対策事業について、住民が事業を申請するにあたっては、公募するのか。また自走式バレイショ収穫機導入支援事業においては、先行受付等になるのか。」との質疑に、「降灰事業は申請式。農業者が集まる会合で事業の紹介をしている。また、3か年ごとに事業計画を作る際に、認定農業者を中心に募集要項を配布する。自走式バレイショ収穫機導入支援事業については、鹿児島ブランド指定を受けている関係で、農協に出荷する農家を対象としている。」

総括質疑

「山之口線改良工事について、もう一度地域の利用者に話を聞いて調査していただきたい。」との意見に、「馬場海岸線の工事、進入路等について、現段階では山之口線が最有力な進入路であること、それから周回道路として、馬場海岸につながる道路としての侵入口であるということをご理解いただきたい。ただ、当初予算可決以降に、私のほうで交渉を進めていく。当然、すべての地権者からの同意が得られて事業効果が見込まれなければ着手は非常に困難かと思われるので、そこは丁寧に進めていく。」

「自治会簡易水道について、地区によっては戸数が減り、高齢化が進み、管理が難しい状況にある。対策は考えられないか。」との質疑に、「4戸数しかない地域にあっては、地元が設置して管理するやり方がベストなのか、もしくは他の方策を検討すべきなのか、この場ではお答えできない。また現地調

査等をして対応は進めていきたい。」

「今年度 12 名が退職する一方、コロナ対応、デジタル化、脱炭素、新規事業等、行政の担うべき役割が複雑化、高度化、専門化してきている。その中で、職員の新規採用や課の再編等を行うと思うが、デジタル領域とかを含めて、職員の業務の圧迫、通常業務プラス新たな業務で苦勞もあると伺っている。国が進めるDX等も含め、肝付町や南大隅町のように専門の人材を採用する考えはないか。」との質疑に、「職員数の削減については、定員適正化計画に基づき進めているところである。おっしゃるとおり業務が輻輳化している。外部人材活用という形で進めざるをえない。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号 令和 4 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、

「国民健康保険税の滞納額を示されたい。」との質疑に、「令和 3 年度の調定として 3,400 万円程度。2 月末日時点で、うち収納済みが約 700 万円で、未納が約 2,710 万円である。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 16 号 令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、

「県後期高齢者医療広域連合の監査をした際、該当者への病院利用明細の通知に、相当な郵送料がかかっていた。省略できないか。」との質疑に、「通知者には明細で自己負担額をご確認いただき、医療費の削減に努めていただきたい。」

以上のような質疑応答、意見があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 17 号 令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、

「窓口業務一部対応委託料について、内容と人数を示されたい。」との質疑に、「簡素な事務手続きについて、シルバー人材センターからの派遣により 2

名交互で1人分常駐の形で行ってもらおう計画である。」

「認知症カフェ運営委託について、委託先はどこを考えているのか。」との質疑に、「公募する。」

以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 令和4年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、

質疑応答はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 令和4年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、

「水道メーター検針委託について、頻度は。また耐用年数により交換しているものか。」との質疑に、「2カ月に一回である。耐用年数により順次交換を行っている。」

以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 令和4年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、

「一般会計からの繰入金が多い。料金の値上げなどを検討すべきではないか。」との質疑に、「平成27年に値上げしたが、使用料収入は全体の30%にも満たない。今後も十分検討を行いたい。」

「合併浄化槽への移行を検討すべきではないか。」との質疑に、「綿密にシミュレーションを行う必要がある。」

「当時、農業集落排水に切り替えるにあたり、既に浄化槽を設置していた方もいる。100%町が出さないと納得されない。」との質疑に、「当時の経緯も含めて、実施するにあたっては住民の皆さんのコンセンサスが取れない限りは前に進めない。町寿命化、使用料値上げによりどこまでいけるのか、併せて検討すべき大きな問題であると認識している。」

以上のような質疑応答があり、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決は簡易採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

	<p>ここで、議員の皆様にお諮りします。当予算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成され、委員会の審議中において、質疑、応答まで、すでに皆さまご承知のとおりであります。会議録には、お手元に配布の委員長報告全文を掲載することとし、以下省略させていただきたく、議長により諮っていただくようお願いいたします。以上、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。</p> <p style="text-align: right;">令和4年3月18日 予算審査特別委員会 委員長 落司 道子</p>
	(落司予算審査特別委員長 降壇)
○笹原議長	<p>ここで、議員の皆様にお諮りします。ただいま、予算審査特別委員長から、会議規則第41条第3項の規定によって委員長報告を省略して、会議録には委員長報告全文を掲載することの申出がありました。これにご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、委員長報告は省略することに決定しました。</p> <p>これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>質疑なしと認めます。議案第14号、令和4年度錦江町一般会計予算について討論を行います。討論はありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。</p> <p>議案第14号、令和4年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第14号、令和4年度錦江町一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第15号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立採決によって行います。議案第15号、令和4年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)

○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 15 号、令和 4 年度錦江町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 16 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立採決によって行います。議案第 16 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 16 号、令和 4 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 17 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 17 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 17 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり、可決されました。</p> <p>次に、議案第 18 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は起立採決によって行います。議案第 18 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)

○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 18 号、令和 4 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 19 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 19 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	（起立する者あり）
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 19 号、令和 4 年度錦江町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第 20 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>討論なしと認めます。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。この採決は、起立採決によって行います。議案第 20 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>
	（起立する者あり）
○笹原議長	<p>起立多数です。したがって、議案第 20 号、令和 4 年度錦江町農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。</p>
	日程第 15 議会報告第 1 号
○笹原議長	<p>日程第 15、議会報告第 1 号、錦江町議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の中間調査報告についてを議題とします。錦江町議会改革推進会議調査特別委員会から議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の中間報告をしたいとの申し出があります。</p> <p>本件について申出のとおり、報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議会改革推進会議調査特別委員会の特定事件の中間報告を受けることに決定しました。議会改革推進会議特別委員長の発言を許します。水口委員長。</p>
	（水口議会改革推進会議調査特別委員長 登壇）

<p>○水口議会 改革推進会 議調査特別 委員長</p>	<p>ただいまより、特定事件の調査中間報告書を読み上げます。 議会改革推進会議調査特別委員会が、現在調査中の事件について、中間報告をいたします。</p> <p>1 調査事件</p> <p>本町議会において、議会基本条例を議会運営の基本規範と位置づけて、開かれた議会、町民参加の議会、存在感のある議会、信頼される議会を築くことを目的として、議会改革に継続的に取り組んでいくための調査でございます。</p> <p>2 調査の経過又は概要について</p> <p>令和3年度第1回特別委員会を令和3年6月21日に、第2回目を8月24日に、第4回目を10月7日に開催し、「議会基本条例の検討について」、「議会報告会について」、「令和3年度調査事件について」協議いたしました。</p> <p>まず、議会基本条例の検討につきましては、一般選挙を経た任期開始後、条例の目的が達成されているか検討することとされており、現在のところ見直す条項はなく、これからも議会及び議員の活動の活性化等に関する基本事項といたしまして、現行のとおり取り組んでいくことを確認いたしました。</p> <p>議会報告会については、新型コロナウイルス感染防止のために昨年に引き続き中止し、自治会長から文書で意見・要望事項を徴した結果、88自治会中19自治会から25項目が提出されました。対応策を調査いたしまして、その結果を議会だより67号にも掲載し、担当課において直ちに対応していただいた事例もございました。今後も、議会のあるべき姿、議員の責務等わかりやすい議会運営の推進、町民の皆様と身近な議会づくりを行っていくためにも、より良い議会報告会の開催に向け検討してまいりたいと考えているところです。なお、今後オンラインでの開催検討することも提案されました。</p> <p>令和3年度の調査事件につきましては、議会広報モニター制度、会議のペーパーレス化の検討を行うことに決定いたしました。</p> <p>第3回目の9月22日及び第5回目の12月7日、リモートによるペーパーレス化のデモを開催いたしまして、直接タブレット端末を操作しての調査となりました。導入に向けまして、問題点を考慮しながら、経費の削減、業務の効率化、情報の共有化などのためにも導入の方向で検討いたしまして、令和4年度に予算計上することに確認いたしました。</p> <p>「議会広報モニター制度」につきましては実施には至っておりませんが、今後、議会報編集委員会と連携をとりまして、より良い広報誌づくりのために、協議・検討していかねばならないと考えているところでございます。</p> <p>また、令和4年度から町民福祉の向上に資する政策立案及び町政の課題に関する専門的知識を取り入れるための自主調査及び研修を実施していくこととしております。以上、中間報告を終わります。</p>
	<p>(水口議会改革推進会議調査特別委員長 降壇)</p>

○笹原議長	これで、議会改革推進会議調査特別委員長の報告を終わります。
	日程第 16 議員の派遣について
○笹原議長	日程第 16、議員の派遣についてを議題とします。お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。
	日程第 17 常任委員会の閉会中の特定事件の調査について
○笹原議長	日程第 17、常任委員会の閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
	日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
○笹原議長	日程第 18、議会運営委員会から、閉会中の所掌事務調査を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。 令和 4 年第 1 回錦江町議会定例会を閉会します。
	散会 10 : 36